

宮城県地域公共交通計画に定める国庫補助事業の概要

国庫補助事業「地域間幹線系統確保維持事業・車両取得事業」を活用するためには、当該事業の内容及び実施主体に関する詳細等を宮城県地域公共交通計画に盛り込む必要があることから、その内容について協議するもの。

1 国庫補助事業「地域間幹線系統確保維持事業」

(1) 補助要件（別表 1 関係）

- 路線定期運行に係るもの。
- 平成13年3月31日における複数市町村にまたがる系統であること
- 令和8年10月1日～令和9年9月30日の運行であること
- 1日当たりの計画運行回数が3回以上であること
- 1日当たりの輸送量が15人以上150人以下であること
(令和9事業年度計画においては被災地特例により下限を緩和)
- 経常赤字が見込まれること 等

(2) 補助額（別表 2 関係）

- 補助対象経費（経常費用見込額－経常収益見込額）の1/2（国→事業者）
なお、県からも事業者に対して同額相当を協調補助している。

2 国庫補助事業「車両取得事業」

(1) 要件（別表 1 1 関係）

- 地域間幹線系統確保維持事業の系統を運行するバリアフリー車両であること

(2) 補助額（別表 1 2 関係）

- 補助対象経費の1/2を減価償却方式で5年かけて補助（国→事業者）
なお、県からも事業者に対して同額相当を協調補助している。

3 事業の流れ

今回策定する令和9事業年度計画は、令和8年10月から令和9年9月までの運行期間に対する補助事業の内容を定めるものである。

補助事業を行うにあたって、原則として収支率が前年度比1%以上となるよう生産性向上の取組を実施するよう国から求められており、令和7事業年度計画の事業評価を参考にし、本事業年度中に実施する生産性向上の取組についても定めるものである。

事業期間終了後に、当協議会において一次評価、第三者評価委員会（東北運輸局内に設置）において二次評価を実施することになるが、燃油価格高騰などの外的要因により収支率では事業成果を図ることが困難な場合は、年間輸送人員により評価することも想定している。

	令和7年度			令和8年度												令和9年度											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和7事業 年度計画	●		●																								
	一次評価		二次評価																								
令和8事業 年度計画	●												●		●												
				運行期間									一次評価	二次評価													
令和9事業 年度計画						●																			●		●
	今回議論					計画策定										運行期間								一次評価	二次評価		

4 直近３か年度の対象路線

R6 年度実績	■(株)ミヤコーバス 16 系統 白石遠刈田、川崎、川崎〔村田止〕、利府、ゴルフ場、汐見台団地、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、蛇田、御崎 ■宮城交通(株) 1 系統 秋保
R7 年度実績	■(株)ミヤコーバス 16 系統 白石遠刈田、川崎、川崎〔村田止〕、利府、ゴルフ場、汐見台団地、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、蛇田、御崎 ■宮城交通(株) 1 系統 秋保
R8 年度計画	■(株)ミヤコーバス 14 系統 白石遠刈田、川崎、川崎〔村田止〕、利府、汐見台団地、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、御崎 ■宮城交通(株) 1 系統 秋保
R9 年度計画	■(株)ミヤコーバス 13 系統 白石遠刈田、大河原村田、利府、汐見台団地、吉岡、色麻、石巻免許センター、河南、石巻専修大、河北、鮎川、女川、御崎 ■宮城交通(株) 1 系統 秋保

5 スケジュール

5 月 2 2 日（金）	事業実施について事業者からの提出期限
6 月 1 9 日（金）	事業内容及び生産性向上の取組について各市町村と合意
6 月 2 4 日（水）	宮城県地域公共交通活性化協議会の開催
6 月末	地域公共交通計画認定申請書の国への提出期限

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和 8 年 4 月 9 日改正）抜粋

（地域公共交通計画）

第 7 条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条第 1 項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が 6 月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第 1 条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準木ただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要
 - 六 別表 1 の補助対象事業の基準二（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準二）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあっては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率 1 % 以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）